

給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の
光ディスク等による提出について
(実施要領)

平成30年10月改訂

平成30年10月2日施行

小千谷市 税務課

〒947-8501

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

電話 0258(83)3508

目 次

	ページ
1. 光ディスク等による給与支払報告書の提出について	1
(1) 処理のながれ	
(2) 提出承認申請書について	
(3) テストデータについて	
(4) 光ディスク等の提出について	
(5) 特別徴収税額の通知について	
(6) 提出廃止承認申請書について	
2. 光ディスク等による公的年金等支払報告書の提出について	4
(1) 処理のながれ	
(2) 提出承認申請書について	
(3) テストデータについて	
(4) 光ディスク等の提出について	
(5) 提出廃止承認申請書について	
3. 様式等	6
様式 1 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による 提出承認申請書	
様式 2 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による 提出廃止承認申請書	
様式 3 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による 提出承認通知書	
様式 4 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による 提出不承認通知書	
様式 5 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による 提出廃止承認通知書	

1. 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

(1) 処理のながれ

①提出承認申請書及びテストデータの提出



②テストデータの検証



③提出承認・不承認通知書の送付



④光ディスク等による給与支払報告書の提出（1月末日まで）



⑤特別徴収税額通知書の送付（当初の決定通知書は5月中旬に発送）

(2) 提出承認申請書について

- ・給与支払報告書の提出期限の3か月前（10月末日）までに提出し、承認を受けてください。
- ・提出承認申請書の提出は実施初年度のみとし、次年度以降は不要です。ただし、提出する媒体を別の種類（MO又はCD）へ変更する場合は、再度提出承認申請書を提出してください。
- ・新規に申請する特別徴収義務者及び特別徴収できない事業所（普通徴収）については、指定番号欄の記載は不要です。指定番号は、申請いただいた後に承認又は不承認通知書にてお知らせします。

(3) テストデータについて

事業所及び小千谷市双方の事務処理に万全を期すため、初めて給与支払報告書を光ディスク等で提出される前に、データのテストを実施します。

なお、テストの結果、修正をお願いする場合や光ディスク等での提出を不承認とすることがあります。また、媒体を変更される場合や税制改正及び光ディスク等のレイアウト変更等事前テストが必要と思われる場合には、再度テストデータの提出をお願いすることがあります。

○必要なもの：直近年分のデータ

（例）平成30年9月にテストする場合は、平成29年分の給与支払報告書

※小千谷市はMO及びCDに対応しています。

※光ディスク等の規格やレコードの内容については、総務省通達（総務省ホームページ：https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku）に準拠してください。

(4) 光ディスク等の提出について

①光ディスク等による給与支払報告書の提出対象者

- ・給与の支払を受ける者のうち、翌年1月1日現在において小千谷市内に住所を有する者
- ・翌年度の住民税を特別徴収できない者（普通徴収）

②書面による給与支払報告書の提出について

下記の給与支払報告書は、eLTAX 又は書面により提出してください。

- ・光ディスク等に記録されているデータのうち訂正分
- ・光ディスク等に記録されていない者

③提出方法及び提出期限

<提出方法>

郵送もしくは直接小千谷市税務課市民税係までお持ちください。郵送にあたっては、破損等の事故がないよう梱包には十分注意し、配達証明等受領の確認が取れる方法をとってください。

<提出期限>

提出期限は書面による場合と同様に1月末日としますが、事務処理の都合上、提出期限の約1週間前の1月25日頃までに提出いただきますようご協力ください。

④費用負担

光ディスク等の購入費用、調製及び提出に係る費用は、事業所の負担となります。

⑤提出する光ディスク等の通数

- ・光ディスク等は正副各1枚を提出してください。提出していただいた光ディスク等が読み取れない等の事故が発生した場合は、副本のディスクを使用します。
- ・光ディスク等による税額通知の送付を希望される場合は、データの入っていない光ディスク等を1枚併せて提出してください。

⑥留意事項

- ・光ディスク等は破損を防ぐ十分な措置をとってください。
- ・光ディスク等の規格が小千谷市のシステムで処理できない場合は、書面による提出をお願いすることがあります。
- ・光ディスク等の特性上、容易に複製等が可能となります。データの保管については、事業所及び小千谷市双方において十分注意することとします。
- ・データ提出の際にはウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスに感染していないことを十分確認してください。
- ・外国人労働者で租税条約に基づく所得税免除届を提出している方は、レコード中の「条約免除」欄に記入の上、届出書の写しを小千谷市税務課市民税係へ提出してください。

(5) 特別徴収税額の通知について

①光ディスク等による税額の通知時期

光ディスク等による税額通知は、書面による税額通知書（納入書等含む）と併せて5月中旬に事業所へ送付します。

②光ディスク等による税額通知の記載対象者

- ・小千谷市に給与支払報告書を提出した者で、引き続き事業所で特別徴収を行う者
- ・転勤や就職等により事業所で新たに特別徴収を行う者
- ・他市町村に給与支払報告書が提出された者で、1月1日現在において小千谷市内に住所を有することが判明し、小千谷市で課税となった者

③使用する光ディスク等

光ディスク等による税額通知は、事業所より提出された媒体（書き込み用）により事業所へ送付します。なお、送付した光ディスク等が読み取れない等の事故が発生した場合は、ご連絡いただければ複写して送付します。

※小千谷市はMO及びCDに対応しています。

※光ディスク等の規格、ファイルの仕様及びレコードの内容については、総務省通達（総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku）に準拠しています。

④留意事項

小千谷市から送付する光ディスク等による税額通知は、市県民税事務処理以外には使用しないでください。

(6) 提出廃止承認申請書について

光ディスク等による給与支払報告書の提出を廃止し、eLTAX や紙媒体での提出に変更する場合は、給与支払報告書の提出期限の3か月前（10月末日）までに提出廃止承認申請書を提出し、承認を受けてください。

なお、提出廃止承認申請書を提出後、再度光ディスク等による給与支払報告書の提出を希望する場合は、提出承認申請書の再提出が必要になります。

2. 光ディスク等による公的年金等支払報告書の提出について

(1) 処理のながれ

①提出承認申請書及びテストデータの提出

↓

②テストデータの検証

↓

③提出の承認・不承認通知の送付

↓

④光ディスク等による公的年金等支払報告書の提出（1月末日まで）

(2) 提出承認申請書について

- ・公的年金等支払報告書の提出期限の3か月前（10月末日）までに提出し、承認を受けてください。
- ・提出承認申請書の提出は実施初年度のみとし、次年度以降は不要です。ただし、提出する媒体を別の種類（MO又はCD）へ変更する場合は、再度提出承認申請書を提出してください。

(3) テストデータについて

事業所及び小千谷市双方の事務処理に万全を期すため、初めて公的年金等支払報告書を光ディスク等で提出される前に、データのテストを実施します。

なお、テストの結果、修正をお願いする場合や光ディスク等での提出を不承認とすることがあります。また、媒体を変更される場合や税制改正及び光ディスク等のレイアウト変更等事前テストが必要と思われる場合には、再度テストデータの提出をお願いすることがあります。

○必要なもの：直近年分のデータ

（例）平成30年9月にテストする場合は、平成29年分の公的年金等支払報告書

※小千谷市はMO及びCDに対応しています。

※光ディスク等の規格やレコードの内容については、総務省通達（総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku）に準拠してください。

(4) 光ディスク等の提出について

①光ディスク等による公的年金等支払報告書の提出対象者

- ・公的年金等の支払を受ける者のうち、翌年1月1日現在において小千谷市内に住所を有する者

②書面による公的年金等支払報告書の提出について

下記の公的年金等支払報告書は、eLTAX 又は書面により提出してください。

- ・光ディスク等に記録されているデータのうち訂正分
- ・光ディスク等に記録されていない者

③提出方法及び提出期限

<提出方法>

郵送もしくは直接小千谷市税務課市民税係までお持ちください。郵送にあたっては、破損等の事故がないよう梱包には十分注意し、配達証明等受領の確認が取れる方法をとってください。

<提出期限>

提出期限は書面による場合と同様に 1 月末日としますが、事務処理の都合上、提出期限の約 1 週間前の 1 月 25 日頃までに提出いただきますようご協力ください。

④費用負担

光ディスク等の購入費用、調製及び提出に係る費用は、事業所の負担となります。

⑤提出する光ディスク等の通数

- ・光ディスク等は正副各 1 枚を提出してください。提出していただいた光ディスク等が読み取れない等の事故が発生した場合は、副本のディスクを使用します。

⑥留意事項

- ・光ディスク等は破損を防ぐ十分な措置をとってください。
- ・光ディスク等の規格が小千谷市のシステムで処理できない場合は、書面による提出をお願いすることがあります。
- ・光ディスク等の特性上、容易に複製等が可能となります。データの保管については、事業所及び小千谷市双方において十分注意することとします。
- ・データ提出の際にはウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスに感染していないことを十分確認してください。

(5) 提出廃止承認申請書について

光ディスク等による公的年金等支払報告書の提出を廃止し、eLTAX や紙媒体での提出に変更する場合は、公的年金等支払報告書の提出期限の 3 か月前（10 月末日）までに提出廃止承認申請書を提出し、承認を受けてください。

なお、提出廃止承認申請書を提出後、再度光ディスク等による公的年金等支払報告書の提出を希望する場合は、提出承認申請書の再提出が必要となります。

様式 1

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による

提出承認申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 小千谷市 受付印 </div> 年 月 日		指定番号 ※新規の場合は記載不要
		所在地（住所） (〒 -)
		名称（氏名）
		法人番号
		代表者氏名
小千谷市長 あて	この申請について 応答できる方の 所属及び氏名	(電話 - -)
給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出については、下記のとおり光ディスク等によりたいので申請します。 なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、小千谷市長の指示に従って光ディスク等による再提出または書面による提出を行います。 <p style="text-align: center;">記</p>		
報告書の名称 (該当を○で囲んでください)	給与支払報告書 ・ 公的年金等支払報告書	
提出開始年	年以降提出分	
光ディスク等の提出媒体 (該当を○で囲んでください)	MO ・ CD	
参考事項		

(注) 既に承認された内容と異なる内容の光ディスク等の提出を行う場合には、改めて承認申請書の提出が必要です。

(裏面)

次の事項について、所要事項を記入又は該当項目を○で囲んでください。

なお、該当項目がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記入して下さい。

提出見込件数		件			
種類		F D	M O	C D	D V D
項目					
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	サイズ	3.5 インチ	3.5 インチ	12 c m	12 c m
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	C D-R	D V D-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT 形式)		ISO 9660 (Level2) / Joliet ※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフト JIS			
	漢字水準	JIS の第 1 水準及び第 2 水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

備考

- 1 この申請書は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書 (以下「報告書」という。) の光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出すること。
- 2 この申請書は、最初に報告書の光ディスク等による提出をしようとするその報告書の提出期限の3か月前までに、小千谷市長に提出すること。
- 3 「参考事項」欄には、電子計算処理の業務拡大計画や機種変更予定などの参考となる事項を記入すること。

様式2

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による

提出廃止承認申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 小千谷市 受付印 </div>		指定番号																				
		(〒 -)																				
年 月 日 小千谷市長 あて	所在地（住所）																					
	名称（氏名）																					
	法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				
	代表者氏名																					
この申請について 応答できる方の 所属及び氏名	(電話 - -)																					
給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出については、下記のとおり光ディスク等による提出を廃止したいので申請します。 記																						
報告書の名称 (該当を○で囲んでください)	給与支払報告書 ・ 公的年金等支払報告書																					
提出廃止年	年以降提出分																					
廃止理由																						

備考

- 1 この申請書は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」という。）の光ディスク等による提出廃止の承認を受けようとする場合に提出すること。
- 2 この申請書は、報告書の光ディスク等による提出の廃止をしようとする時は、報告書の提出期限の3か月までに、小千谷市長に提出すること。
- 3 この申請書を提出後、再度光ディスク等による報告書の提出を希望する場合は、提出承認申請書を再提出すること。

小 税 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
指定番号

小千谷市長



給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の
光ディスク等による提出承認通知書

年 月 日付で提出されました給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書につきましては、承認することに決定しましたので通知します。

なお、作成は小千谷市実施要領（小千谷市ホームページに掲載）に基づいて行っていますようお願いします。

【問い合わせ】

小千谷市税務課市民税係

〒947-8501

新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

電話：0258-83-3508

e-mail：zeimu@city.ojiya.niigata.jp

小 税 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
指定番号

小千谷市長



給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の
光ディスク等による提出不承認通知書

年 月 日付で提出されました給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書につきましては、下記のとおり不承認とすることに決定しましたので通知します。

記

・ 不承認事由

注 上記処分について不服があるときには、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に小千谷市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小千谷市を被告(小千谷市長を被告の代表者)として裁判所に提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次に掲げる場合は、この決裁を経ないでも訴えることができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【問い合わせ】

小千谷市税務課市民税係 〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
電話：0258-83-3508 e-mail：zeimu@city.ojiya.niigata.jp

小 税 第 号
年 月 日

住 所
事業所名
指定番号

小千谷市長



給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の
光ディスク等による提出廃止承認通知書

年 月 日付で提出されました給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出廃止承認申請書につきましては、承認することに決定しましたので通知します。

なお、再度光ディスク等による給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出を希望する場合は、提出承認申請書の再提出が必要になります。

【問い合わせ】

小千谷市税務課市民税係

〒947-8501

新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

電話：0258-83-3508

e-mail：zeimu@city.ojiya.niigata.jp